

米支那に在りては航路を欠け且つ産米組合より立毛差押を受けたる爲に故本部に指導を依頼したる處に反復漁獲とし更に全農協佐世全農協阿蘇縣に協力を求め以て表裏的争議として發生す。かくて全農協佐世全農協より大々幹節を派遣し強硬なる意見を以て抗争を展露したり、之に對し産米組合並地主側は何等の抗争手段方對を知らず遂に地主側の慘狀となれり。小作人側は且つ日農支那を併併し全農協佐世全農協阿蘇縣を組織するに至る。狀況在記の通り。

記

- 一、發生場所 赤松郡深江村入子浜江字百家町
- 二、發生月日 昭和十年十月四日
- 三、終結月日 昭和十年十月十日
- 四、關係人員 地主七名、小作人六名

- 五、關係團體 地主側 深江村産米組合
小作人側 日農九州阿蘇會、全農協佐世組合
全農協小作組阿蘇縣聯合會
- 六、關係面積 田五町五反歩
- 七、發生原因 昭和九年半農に依る小作村に對して漁獲一減せず水牛組部落百家町に於て之を突減し九年度小作米を米前し水久三割減を要求したるも地主側せず飽く迄元給を要求する爲に昭和十年一月日農に加盟し百家町支那を組織し半農中地主側九月二十一日内容福岡郵便を以て土地利用契約解除を通知し十月四日立毛差押をなしたるに因る。

- 八、經過
- 1、地主側の態度